

平成 18 年度 第 2 回食品安全審議会での主な意見

【規制緩和の対象、施設基準について】

今回の条例改正はコンビニエンスストアだけが対象になるのか
一般の食品販売業で簡易な調理行為が行われているところも対象にすると
すれば、かなり細かい規定が必要になるのではないか

国のガイドラインでは、施設基準緩和の対象範囲としてコンビニエンスストアが挙げられているが、スーパーマーケットとどう違うのか相違点を明確にしてほしい

使用している調理器具の洗浄が十分にできるか、シンクの大きさも含めて考える必要がある

【衛生管理運営面について】

コンビニエンスストアと他の飲食店営業施設における食品の衛生的な取扱いの相違点について十分に調査すべき

【食中毒事故に関すること】

コンビニエンスストアの調理品で健康被害がどのくらいあるのか実態を明らかにすべき